

誓 約 書

三重県知事 鈴木 英敬 あて

落札候補者 商号又は名称

代表者職氏名

印

三重県発注の下記の委託業務における契約締結に関し、以下の事項を誓約します。

案件名称 令和2年度 環境修復事業 第205-2分6003号
桑名市源十郎新田事案支障除去対策事業
低濃度PCB廃棄物（汚泥等）処理業務委託

【誓約事項】

- ・廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格条項に該当しないこと。
- ・落札候補者となった日において、廃棄物処理法に基づき、次のいずれの不利益処分も受けていないこと。
 - ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物処理法第7条の3及び第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。））
 - ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（廃棄物処理法第9条の2及び第15条の2の7）
 - ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（廃棄物処理法第9条の2の2第1項、第2項及び第15条の3）
 - ④ 再生利用認定の取消し（廃棄物処理法第9条の8第9項（廃棄物処理法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
 - ⑤ 広域認定の取消し（廃棄物処理法第9条の9第10項（廃棄物処理法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
 - ⑥ 無害化認定の取消し（廃棄物処理法第9条の10第7項（廃棄物処理法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
 - ⑦ 親子会社認定の取り消し（廃棄物処理法第12条の7第10項）
 - ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（廃棄物処理法第19条の3）
 - ⑨ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（廃棄物処理法第19条の4第1項（廃棄物処理法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（廃棄物処理法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）
- ・廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

※共同企業体にあつては、共同企業体の代表者が共同企業体名で提出するものとします。その場合、上記の誓約事項は全ての構成員にかかります。